

平成27年4月30日
農 林 水 産 省

平成27年度の日豪EPAに基づく牛肉セーフガードの取扱いについて

平成26年度の日豪EPAが適用された冷蔵牛肉の輸入数量が日豪EPAのセーフガードの発動水準を超えたため、両者の差を本年4月の輸入数量に含める措置が施されます。

1 平成26年度の日豪EPA適用牛肉輸入数量

本日、財務大臣から、平成26年度の日豪EPAが適用された豪州産牛肉（以下、「日豪EPA適用牛肉」という。）の輸入数量が告示されました（平成27年財務省告示第159号）。当該豪州産牛肉の輸入数量は下表のとおりであり、冷蔵牛肉については、本年3月に日豪EPAの牛肉セーフガードの発動水準を超えました。

（単位：トン）

	協定発効日 (H27.1.15)から 1月末まで	H27.2	H27.3	発動水準
冷蔵牛肉 (生鮮等牛肉)	5,561 (5,561)	8,706 (14,267)	10,439 (24,706)	21,667
冷凍牛肉	7761 (7,761)	8,108 (15,869)	7,632 (23,502)	32,500

※ 下段()内は、協定発効日からの累計輸入数量

2 発動水準超過に伴う措置

日豪EPA協定附属書一第三編第一節3(c)の規定に基づき、平成26年度の日豪EPAが適用された冷蔵牛肉の輸入数量24,706トンと、発動水準（21,667トン）との差である3,039トンについて、本年4月の輸入数量に含める措置が施されます。

<参考> 日豪EPAに基づく牛肉セーフガードの仕組み

(1) 当該年度の初日から各月の末日までの日豪EPA適用牛肉の輸入数量が、発動水準を超過した場合、超過した月の翌々月の初日から当該年度末まで関税率が38.5%に引き上げられます（冷蔵牛肉・冷凍牛肉は別々に運用されます。）。

(2) そのため、今回のように、2月1日から3月31日までの間に超過した場合は、当該年度の関税率は引き上げられません。

(3) 一方、

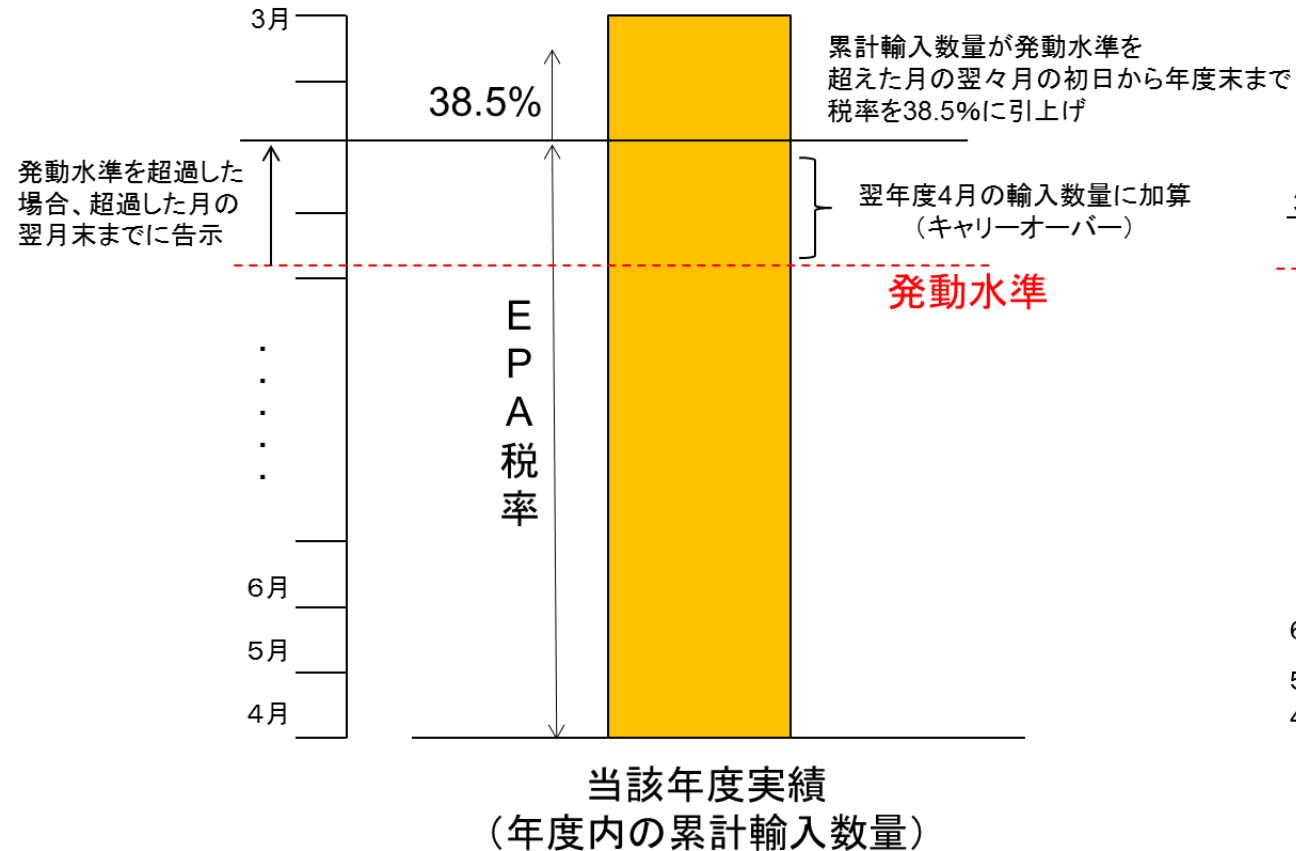
① 1月31日までに発動水準を超過した場合は、当該年度において、関税引上げがなされるまでの間に、発動水準を超えて輸入された日豪EPA適用牛肉の数量が、

② 2月1日から3月31日までの間に発動水準を超過した場合は、当該年度において発動水準を超えて輸入された日豪EPA適用牛肉の数量が、

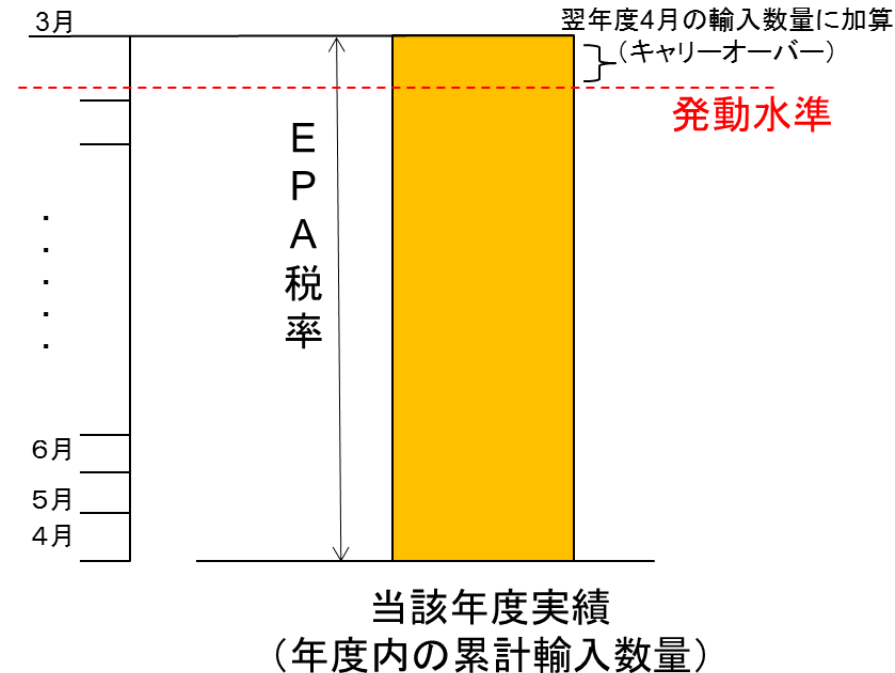
それぞれ翌年度4月の輸入数量に含められる仕組みです（キャリーオーバー）。これにより、翌年度の発動水準超過の可能性が高まるため、複数年にわたってみれば、日豪EPAの適用を受けて低税率で輸入される牛肉の数量は一定数量以下に抑えられます。

日豪EPAの牛肉セーフガード

1月までに発動水準を超過した場合



2～3月に発動水準を超過した場合 【今回のケース】



(参考)

日豪EPA 附属書一 第三編第一節

3 (c) 特別セーフガード措置をとる締約国は、表の4欄に「PS*」又は「PS**」を掲げた品目に分類される原産品の輸入数量について、発動水準を超えた時と当該特別セーフガード措置を実際にとった時との間の輸入数量又は輸入数量が二月一日から三月三十一日までの間に発動水準を超えた場合にはその年の三月三十一日までに発動水準を超えた分の輸入数量を、翌年の発動水準の算定に当たり当該翌年の四月の輸入数量の合計に含めることができる。

(注)『表の4欄に「PS*」を掲げた品目』とは、関税率表番号02.01の「牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）」を指し、『表の4欄に「PS**」を掲げた品目』は、関税率表番号02.02の「牛の肉（冷凍したものに限る。）」を指す。